

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証および資格確認書の一斉更新について～

## ■「保険証」または「資格確認書」の有効期限が切れます

現在ご使用中の水色の「保険証」または黄緑色の「資格確認書」は7月31日をもって有効期限が満了となるため、8月以降は使用できません。

## ■新たに黄緑色の「資格確認書」を交付します

現在ご使用中の水色の「保険証」または黄緑色の「資格確認書」の有効期限満了後には、新たに黄緑色の「資格確認書」を交付します。

この新しい「資格確認書」は、8月1日から令和8年7月31日まで使用いただけるものです。

なお、新しい「資格確認書」は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）の保有状況に関わらず、令和8年7月31日までの暫定的な運用として、全被保険者へ一律に交付されます。

医療機関などを受診する際に「資格確認書」を提示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。一方で、マイナ保険証には様々なメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

## ■「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の項目については、ご本人の希望により、申請により併記が可能です。

なお、過去に「限度額適用・標準負担額認定証」または「限度額適用認定証」が交付されていた方は、

①②がすでに併記されていますが、申請を行うことで資格確認書に併記しないことも可能です。

- ① 限度区分、限度区分の発効期日
- ② 長期入院該当日
- ③ 特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日

①限度区分…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院時の食事代の負担額などを定めた区分で、前年の所得に応じて決定されます。資格確認書に記載される限度区分については、次のとおりです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得(注1)が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得(注1)が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得(注1)が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の(1)と(2)両方の要件に該当する方 (1) 同一世帯に住民税の課税所得(注1)28万以上145万円未満の被保険者の方がいる。 (2) 同一世帯内の被保険者全員の「年金収入+年金以外の合計所得金額(注2)」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円(注3) ・老齢福祉年金を受給している方

(注1)「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)であり、確定申告書(所得税)に記載された課税される所得金額とは異なります。

(注2)給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

(注3)公的年金控除は80万6,700円(令和7年7月までは80万円)を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。